

第1回 静岡市市民活動推進協議会 議事録 (案)

と き 平成18年4月25日(火) 18:30~20:40

ところ 静岡市役所新館特別会議室

出席者 部会委員：赤池委員、市川委員、遠藤委員、小野寺委員、河井委員、木村委員、小出委員、
玉置委員、東山委員、日詰委員、稲葉委員、石野委員

市民生活課：北原課長、久田主幹、田中副主幹、宮城島主査、青木主事補

1. 委嘱式(蒲原地区から新しく加わった委員の委嘱)

稲葉穰委員、石野欽二委員

2. あいさつ(市民生活課長)

3. 自己紹介

(1) 委員

(2) 事務局

4. 議事

(1) 平成17年度の市民活動推進事業報告について(資料1から1-5に基づいて説明)

(2) 平成18年度の市民活動推進事業計画について

意見交換 (1),(2)をまとめて実施。

赤池委員：採用、不採用の基準は何か。

事務局：審査基準があります。一つ目は公益性で文字どおりの意味です。二つ目は市の施策として妥当性で、例えば、広域的なものであれば国や県が妥当ではないか、ということが挙げられます。今回の提案の例では、藁科都市山村交流センターの管理運営の業務支援プロジェクトは当センターを指定管理者に運営を任せているので、指定管理者にご提案いただきたいといったことがあてはまると思います。三つ目は実現可能性・実行可能性、四つ目は先進性、先駆性ということです。五つ目の緊急性、優先順位が最も難しいところなのですが、事業内容は良いと思うけれども、市の限られた予算の中で今はできない、優先順位が低いだらうという評価をするものです。

小出委員：起業支援に関わっていると、ビジネスのためにNPOを隠れ蓑にするような話をよく聞く。そういう団体に税金が使われないようにするための対策はしているのか。

事務局：協働市場に限って言えば、企画の採用と協働の相手方の採用が分かれています。例えば、労働相談の事例でいえば、今、三つある労働相談を一本化するという企画を採用したとき、一本化された相談事業を誰に任せるのかということころは、できる限り、公募で選んでくださいということを所管課にはお願いしている。

小出委員：そのとおりに機能していればよいが、大丈夫なのか。

日詰委員：県のアイデア提案事業も、同じようなかたちだ。

河井委員：初めの頃、アイデアは採用されたけれども、協働の相手方としては採用されなかったという
ような事例があったともきいています。関連の質問ですが、協働パイロット事業の不採用理由
は公開されているのか。

事務局：ホームページで公開している。提案内容も、事前に公開するというルールを設け、納得してい
ただいた上で公開している。

河井委員：さきほど、市役所の各課から課題テーマを募ったところ、いくつかの課から提案があって、
採用されなかったところから恨まれているという説明があったが、そんなに期待されているの
か。私の推測では、NPOとの協働は面倒だと考える部署もあるのではないかと思うが。

事務局：今、市は財政難でソフト事業に予算がつきにくいという事情があります。そういう中で、各課
がやりたいことがあるとき、この予算を当てにして応募するということはあると思います。ま
た、パイロット事業は、事業のコアな部分以外の面倒な手続き、例えば、契約や支払事務は市
民生活課が面倒をみますし、NPOとのコミュニケーションが難しい場合は間に入って調整し
ますし、そういうところが所管課からみればやりやすいのではないかと思います。

河井委員：最後に一点だけ、視察の受け入れが多いようだが、何を見に来るのか。

事務局：認証事務の権限委譲を全国初で県から受けて実施していることから、注目度が高まり、そのた
めだと思われる。

小野寺委員：蒲原での市民活動の推進状況はどうだったのか。

稲葉委員：私と石野委員は、NPO法人の代表として、NPO審議会での決定を受けて実践する立場だ
った。NPO推進条例で5年間やってきたことを、いかにして静岡市のみなさんに伝えるかとい
うことを話し合い、蒲原としての考え方を提言書にまとめて静岡市長に提出していたと思う。
ほかに、NPO審議会は、町がNPOへ委託する事業の審査などを行っていた。平成17年度
には、その委託事業の受託団体に合併後の方向性などについてヒアリングがあった。

日詰委員：合併に伴うすり合わせによって、所管などがどのように変わったか。

事務局：NPO推進条例の理念や方向性については、市民生活課の方で受け継ぎ、協議会のみなさまと
一緒に進めていきたいと思っている。蒲原のNPO推進条例が、今、検討中の（仮称）市民活
動促進条例の策定のきっかけになったのは間違いない。蒲原町がNPOに委託していた事業の
取扱が課題。蒲原町のような小さな自治体だと、一つの課でいろいろな業務を担っているため、
総合的な事業展開ができた。例えば、旧五十嵐邸の運営では、文化財の保護のほか、観光振興
や市民活動の拠点機能など、総合的にまちづくりへの寄与が可能だった。しかし、静岡市では、
組織が大きいので、セクションが縦割りに細分化されている。どこか一つのセクションを決め
なければならない中、文化財課の所管になったため、観光や市民活動といった部分の取扱が難
しくなっているのは事実だと思う。

木村委員：協働パイロット事業は、行政は応募を待つ身であり受け身のような気がする。過去の事例を
みると先駆性が足りないのではないか。活動資金目当てに、NPOがたまたま持っている課題

を提案してくる状況がある。なにか、いい方法はないだろうか。特にスタート時点では良い事例を積極的につくって、残していく必要があると思う。

河井委員：提案する側が、自分たちの提案に社会性がある、先駆性があると思っていけばよいと思う。もともとやりたいことがあって、こういう機会があるから、行政と連携してやった方がいいと思って応募して、結果的にそれがたいした事業ではないということで採用されなかったということはあり得ると思う。そのときに、たいした事業ではないのに採用したのだとしたら、採用したことには問題があるが、応募すること自体は問題はないと思う。

遠藤委員：私が所属している団体も、昨年、応募した。採用はされなかったが、応募する側の気持ちとしては、自分たちだけではやりにくいけど、行政と一緒にやればできるんじゃないか、という気持ちを持って応募しているということもあると思う。少なくとも、自分たちとしては、先駆性はあると思って応募している。

木村委員：できることなら、協働の好事例を残せるような努力を、行政側でもすべきだと思う。市民に、「なんだ、こんなものか」と思われるのは、好ましくはない。

東山委員：先駆性は、現場ではそうそうあるものではない。審査委員を務めた経験から感想を述べると、特に自由部門のように何でもありで、各提案の分野や切り口がまったく違うもの同士を選ぶのは難しく、座りが良いところが評価される傾向はあると思う。また、静岡市ボランティア団体連絡協議会に所属している身としては、いろいろな情報が入ってくるが、今、応募されている団体ではそれほど問題のあるような内容ではないと思う。

小出委員：関東経済産業局のコミュニティビジネス関係のメーリングリストなどを読むと、補助金情報ばかり。本来、補助金をとるために活動するわけではないはず。行政が思いつかないような企画を提案すると考えるのが健全だと思う。中には、本業とNPOが表裏一体になっていて、NPOの顔で応募して、本業の利益につなげようとする人たちも多いので、しっかりみていかなければならない。

河井委員：本業とつながるようなことになっても、最終的に社会的に意義のある成果を得られるようになればよいと思う。

小出委員：NPOは、補助金をとるためにやっているわけではないし、本業のパフォーマンスを上げるためにやっているわけではないはず。そのために税金が使われるのはおかしい。企業の看板だけではだめだが、NPOの看板を掲げれば、提案がとおるというのはフェアではないと思う。

日詰委員：時間もありませんので、今後、機会があれば

玉置委員：市民活動の関係事業はどの程度実施しているのか、どう評価しているのか。

事務局：私たちの人件費とセンターの管理運営以外では、200万円もないと思う。評価については、行政評価の領域の話になると思うが、総体的に明確な評価はしていない。持てる資源の範囲内ではよくやっているのではないかという印象がある。むしろ、みなさんにご指摘いただければと思っている。また、例えば、職員の意識改革のように、まだ、十分ではない部分も多いのも事実。そういったところについて、みなさんには、ご指摘やご意見をいただきたい。

木村委員：資料1-4の清水NPO・ボランティア市民センターの利用者アンケート報告書は、もっと読

みやすくしてほしい。せっかく、良い調査をやったのだからもったいない。NPOは、プレゼンテーションの能力を、もっと磨くべきではないか。

事務局：清水NPO・ボランティア市民センターのスタッフがまとめたものですが、伝えておきます。

石野委員：職員向けの研修プログラムは誰が組むのか。職員の意識改革ということだが、職員が、もっと現場にて一緒に活動することで理解が進むと思うので、そうしてもらいたい。

事務局：市民生活課が担当になっている。予算がなく、また、組織が大きく職員数が多い中、集合形式の研修よりも、パイロット事業や協働市場などを通じた現場での経験を通じての啓発に取り組んでいる。

日詰委員：意識改革は大きな課題だと思う。条例の中でも、検討していく必要がある。

(3) 静岡市清水市民活動センターの整備について（資料3から3-3に基づいて説明）

意見交換

遠藤委員：はばたき教室との連絡通路はどうなっているのか。はばたき教室の子どもたちが市民活動に興味を持ったとき、交流できるようになっていると良いと思う。

事務局：市としても、そういうことができると良いと思っている。通常は鍵がかかっているが、ドアを隔てて、廊下でつながっているため、往来は可能。

遠藤委員：休憩室の調理器は使用料がかかるか。

事務局：利用の度合によって、将来はわからないが、今のところは特別な負担はない。

木村委員：清水以外の地区の活動拠点問題はどうか。事業計画には、なにも記載されていないが。

事務局：総合計画では、旧静岡市地区、旧清水市地区にそれぞれ一箇所ずつ整備する計画になっている。

その計画を元に、センター部会で検討していただきたいと思っている。

木村委員：そういうことなら、事業計画の中に明記して欲しい。

事務局：今、平成20年頃を予定していて時間があるので載せていなかったが載せるようにする。

木村委員：一番町小学校の跡地が話題になっているが、はじめに場所ありきではなく、どこにすべきかというところから市民を含めた議論をすべきではないかと思う。

遠藤委員：清水市民活動センターの場所についても、そうだったと思う。

稲葉委員：清水NPO・ボランティア市民センターには、何回か足を運ばせていただいて、それを踏まえた感想ですが、清水は活動が熱い感じがするが、静岡の方の場所とか、雰囲気はどうなっているのか。

木村委員：はっきりした統計はないが、県のNPOセンターは利用者の8割くらいは静岡市の人ではないかと思う。そういう意味では、実態が静岡市のセンターに近いものになっている。

稲葉委員：3、4年前に私どもが法人化する際、県のセンターには何回行ったことがある。清水は行くと、すぐに話し掛けてくれたり、日常の交流が活発だと感じられるが、静岡の方は県のセンターということで遠慮があるのか、あまり、みえてこないように思う。

東山委員：県のセンターには清水の雰囲気はない。地域全体に雰囲気がない。ボランティア活動的には

清水地域の活動を評価している。私が所属しているボランティア団体連絡協議会では、市の中央福祉センターを拠点に、清水の雰囲気に近い活動をしている。

遠藤委員：私は両方利用している。清水はコンパクトだから、そういう活動ができている。静岡も同じことをやっているのだけれど、大きいので、清水だと一枚に収まる情報誌が細かく何枚にもわかれたりしている。同じことをやっても、大きいので顔が見えづらいということはあると思う。

石野委員：インキュベーション機能があるということですが、インキュベーターは誰なのか、どういうことをやるのか、どうすれば利用できるのかを教えて欲しい。

事務局：施設的には事務ブースというより、ミニオフィスと呼ぶ方がわかりやすいと思いますが、それを立ち上げ期や拡大期のNPOのみなさんにお貸しするというものです。インキュベーターが誰かということについては、指定管理者を選んでいく中で、より優れた団体にお任せしていくこととなります。指定管理者の応募条件としては、静岡市内に事務所があるとか、NPOであるとか、法人格とか、そういう条件はつけない予定です。市民活動のインキュベーターについては、確立されているわけではない。全国的にも、これはすごいという人は多くない。応募時点でどれだけ力があるのか、ということよりも、これからどのように育っていきそうか、というようなところを含めて選んでお願いしていきたいと思っている。

日詰委員：インキュベーションスペースは、位置的には、どこになるのか。

事務局：平面図の中央のあたりです。机は大きめのものを用意します。

小野寺委員：施設の名称など、センター部会で議論し決めたことが、後になって採用されなかった。議論の前提条件があるのなら、先に教えて欲しい。また、木村さんと同じく、場所については大事なことなので早い段階で検討に参加させてほしい。

事務局：清水の場所については、現施設が暫定なので廃止される前に次の場所を確保する必要があった。様々な候補地に手を挙げる中で、港町に決まったという経緯があるのでご理解いただきたい。静岡地区については、これからなので、よりよい場所になるようにしていきたい。

日詰委員：期待を持たされて、結局、ダメだったというのも困る。

木村委員：徒労になっても、「あてがいぶち」で何にも言えないよりはいいと思う。

(4) (仮称) 静岡市市民活動促進条例の制定について (資料4から4-3に基づいて説明)

意見交換

石野委員：資料4-2をみると、NPOから市への矢印がないので参画権がないように見えるが、NPOにも参画権を保障してほしい。

事務局：条例の対象範囲を明確にするための図なので、わかりやすくするため矢印を記入していないが、NPOを構成する市民のみなさんには、当然、参画権はある。

小野寺委員：NPOから市民への矢印があればよいと思う。

河井委員：石野委員はNPOという団体として、参画権があるのではないかとおっしゃりたいのではないかな。

市川委員：ここで表現しているのは、参画条例が影響する範囲を表してあるのに過ぎないので、普通は参画権はどこにでもあるというのが当たり前だと思う。また、図の表現でいえば、NPOから右に延びる矢印は行政につながっていて、その途中に協働事業があるとした方が分かりやすいのではないかと思う。

河井委員：対象範囲を表す図としてはわかりやすい。

日詰委員：市民参画条例の検討の中では、個人に参画権を保障する仕組みということで考えていた。とはいえ、個人が様々な社会的課題に対したときに、組織化したり合意形成したりしてあたっていくときには市民参画よりも市民活動を促進する枠組みで考えた方がよいだろう、住み分けをした方がよいだろうと考えることにした。矢印についても、相当議論したのだけれども、これが一番わかりやすいということで決着したという経緯がある。確かにNPOと行政は関係があるのだが、今回は、協働事業ということで考えていこうということになった。

木村委員：「市民参画推進条例」に「市民活動促進条例」では、紛らわしい。シンプルに「市民参画条例」の方がよいのではないか。

日詰委員：他市では、市民参画条例という例もある。

東山委員：私も同じような感想をもった。行政にプレッシャーをかけるなら、市民参画保障条例というのはどうか。

日詰委員：条例部会の方で検討させていただきたいと思う。

事務局：下の点線の中では、担い手としての市民のみなさんということで、視点が変わる。

河井委員：市民にも、色々な属性があり、NPOに参加している市民もいれば、参加していない市民や企業ががんばっている市民、行政に所属している市民などの意見がそれぞれに反映できるということによいと思う。

小野寺委員：サービスの担い手と受け手という立場もある。

東山委員：ボランティア団体連絡協議会という立場があると、様々な協議の場に参加を求められる。この協議会みたいなところには、基本的に喜んで出ている。市民保護計画という半分は防災対策で、残りはテロと外国からの侵略に対する計画がある。昨年度、全国の都道府県が策定して、今年市町村が策定する。感覚的に敏感な方は、昔で言う国家総動員法みたいなものを想像するのだが、この計画策定にも声がかかった。さすがに保留してあるのだけれど、みなさんにご意見をいただきたいなあと思って発言させていただいた。

日詰委員：この協議会にはメーリングリストがあるので、そちらで提起させていただければと思う。